

北秋田市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の3第1項の規定により、次のとおり
指定公金事務取扱者の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和8年7月1日

北秋田市長 津 谷 永 光

1 取消年月日

令和8年7月1日

2 指定公金事務取扱者の指定を取り消した者の名称、住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社N T T ドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号